

水道料金等滞納整理事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市水道事業給水条例（昭和35年豊中市条例第23号。以下「条例」という。）第27条第1項に規定する水道料金、下水道使用料（豊中市下水道条例（昭和39年豊中市条例第17号）第14条第1項に規定する使用料をいう。）及び修繕料（市が行う給水装置等の修繕に要した費用をいう。以下同じ。）（以下「水道料金等」という。）の徴収事務に係る滞納整理、条例第40条に規定する給水の停止並びに水道料金及び修繕料の債権放棄の事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(督促)

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、計量日から55日以内（修繕料については、修繕日から30日以内）において指定する納付期限（以下「当初の納付期限」という。）までに水道料金等を納付しない者に対して、当初の納付期限後20日以内に、督促状により、納付期限を指定し、督促しなければならない。ただし、口座振替納付の場合は、口座振替再請求（督促）の通知をもって督促状に代えるものとする。

2 前項の督促状に指定すべき納付期限は、その発する日から起算して20日以内とする。

(納付勧奨及び催告)

第3条 管理者は、督促状の納付期限を経過しても水道料金等を納付しない者（以下「滞納者」という。）に対して、納付勧奨を行う。

2 納付勧奨をしても応じない滞納者に対して、管理者は、納付を催告するものとする。

3 催告しても応じない滞納者に対して、管理者は、滞納の理由及び生活状況等を聴取し、収入及び資産等の把握に努め、納付指導するものとする。

4 前項の規定による収入及び資産等の把握の際には、管理者は、原則として、収支申立書（様式第1号）又はこれに準ずる書類を滞納者から徴取するものとする。必要がある場合には、調査の同意書（様式第2号）を徴取のうえ、必要と認められる範囲において、滞納者の収入及び資産等の状況を調査する。

5 生活困窮等により支援が必要と認められる滞納者に対しては、管理者は、福祉施策及び相談窓口等の情報提供に努めるものとする。

(分割納付)

第4条 管理者は、経済的な事情及びその他の事由により、滞納者が水道料金等を一括して納付することが困難であると認めるときは、分割して納付させることができる。この場合において、滞納者は、分割納付誓約書（様式第3号）又は債務承認書（様式第4号）を提出するものとする。

2 前項の規定による分割納付の回数及び金額は、水道料金等を原則として1年以内に完

納するように設定するものとする。ただし、1年以内に水道料金等を完納できないやむを得ない理由があると管理者が認めるときは、2年以内に完納するように分割納付の回数及び金額を設定することができる。

- 3 第1項の場合において、将来調定される水道料金等が見込まれるときは、管理者は、当該水道料金等の当初の納付期限までに納付するよう、滞納者に指導するものとする。

(給水停止の対象)

第5条 管理者は、当初の納付期限後2か月を経過した水道料金（以下「滞納料金」という。）を納付しない滞納者（前条の規定により分割納付の誓約をしたにもかかわらず、誓約内容に反して水道料金を納付しない者を含む。次項において同じ。）に対し、給水停止の対象とすることができる。

- 2 管理者は、滞納料金を納付しない滞納者（以下「給水停止対象者」という。）が、市内で給水を受ける住所を移転し、新住所地で給水を受けている場合は、当該給水停止対象者を、前住所地の滞納料金の未納を理由に、新住所地において給水停止の対象とすることができる。

- 3 管理者は、市内の複数箇所において給水を受けている給水停止対象者がいずれかの箇所で滞納料金がある場合で、当該箇所において給水停止をすることができない事由があるときは、当該給水停止対象者を、当該箇所の滞納料金の未納を理由に、他の箇所において給水停止の対象とすることができる。

(給水停止予告)

第6条 管理者は、給水停止対象者に対して、新たに納付期限を指定した給水停止予告書を発行し、給水停止を予告するものとする。

- 2 前項の納付期限は、その発する日から起算して10日以内とする。
- 3 初めて給水停止予告書を発する給水停止対象者に対しては、管理者は、福祉施策及び相談窓口等の情報提供を行うものとする。

(給水停止)

第7条 管理者は、給水停止予告書に指定した納付期限を経過してもなお滞納料金を納付しない給水停止対象者に対して、給水停止を行うものとする。この場合において、管理者は、給水停止対象者に対して給水停止通知書を発行し、通知するものとする。

(給水停止の保留)

第8条 管理者は、給水停止対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給水停止を保留することができる。

- (1) 滞納料金の納付を約束するなど、納付に誠実であると管理者が認めるとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、給水停止の一時的な猶予の申し出があ

ったとき。

- (3) 生活状況等から給水停止を保留する必要があると管理者が認めるとき。
- (4) その他管理者が必要と認めるとき。

2 管理者は、前項の規定により給水停止の保留を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保留を取り消し、直ちに給水停止を行うことができる。

- (1) 滞納料金の納付約束について、不履行があったとき。
- (2) 財産の状況その他の事情の変化により、当該保留を継続することが適当でないと管理者が認めるとき。

(給水停止の解除)

第9条 管理者は、第7条の規定により給水停止を受けた者（以下「給水停止者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに給水停止を解除するものとする。

- (1) 滞納料金を完納したとき（第4条第1項の規定により分割納付誓約書を提出した者にあつては、誓約内容に沿った納付をしたときを含む。）。
- (2) 滞納料金について、第4条第1項に規定する文書の提出があったとき。
- (3) その他管理者が必要と認めるとき。

(給水の再停止)

第10条 管理者は、給水停止者が給水停止の解除前に無断で水道を使用しているときは、速やかに再度給水停止を行うものとする。この場合において、給水停止者に対して給水再停止通知書を発行し、通知する。

(水道料金及び修繕料の債権放棄)

第11条 管理者は、水道料金及び修繕料について、調定から5年（平成32年3月31日以前に徴収する修繕料にあつては、3年）が経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、当該水道料金及び修繕料を放棄の対象とする。

- (1) 滞納者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難であり、履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 当該水道料金及び修繕料について、消滅時効に係る時効期間が経過した場合において、次のいずれかに該当する事実があると認められるとき。
 - ア 滞納者に差し押さえることができる財産がないとき。
 - イ 強制執行をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - ウ 滞納者の所在及び差し押さえることができる財産がともに不明であるとき。
 - エ 滞納者が死亡し、かつ、相続人全員が相続放棄したとき又は相続人が存在しないとき。

2 前項の規定にかかわらず、破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、滞納者が水道料金及び修繕料についてその責任を免れたときは、

管理者は、当該水道料金及び修繕料を放棄の対象とする。

(実施の細目)

第12条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から実施する。

収 支 申 立 書

様式第1号

豊中市上下水道事業管理者 宛 年 (年) 月 日

水栓使用者 住所 _____
(申立人と異なる場合)
 氏名 _____
 申立人との関係 _____

申立人 住所 _____
 氏 名 _____ (印)
 電 話 _____

1ヶ月の収支はおおむね下表のとおりです。

使用者番号： _____ 水栓番号： _____

収 入			支 出		
科 目	金 額 (円)	内 容 等	科 目	金 額 (円)	内 容 等
1			1		
2			2		
3			3		
4			4		
5			5		
6			6		
7			7		
8			8		
計 (A)			計 (B)		

(注) 世帯全員の収支を記入して下さい

収支差引額 (A - B)

資産等の内容

内 訳	金 額 (評価額)

世帯の状況

氏 名	続 柄	年 齢

豊中市の他の債務

種目	年度	未納額

※ 収支を証明する書類のコピーを添付して下さい

様式第2号

年 月 日
(年)

調査の同意書

豊中市上下水道事業管理者 宛

住所 _____

氏名（会社名） _____ 印

代表者職氏名 _____ 印

電話番号 () -

豊中市上下水道局が私（会社）の収入や資産・課税状況について下記の調査を行うことに同意します。

記

○調査内容

- 1 金融機関及び生命保険の資産状況
- 2 市町村及び国（税務署）等における課税及び納付状況
- 3 勤務先、取引先及び関係機関にある資産状況

年 月 日
(年)

分割納付誓約書

豊中市上下水道事業管理者 宛

住 所 _____

使用者氏名 _____ (印)
(債務者)

電話番号 () -

下記の滞納金額について、私に納付義務(債務)があることを承認し、分割納付計画書に基づき分割納付することを誓約します。
 なお、当誓約を履行しなかった場合には、豊中市水道事業給水条例第40条の規定により給水停止処分及び法的措置を受けても異議ありません。

使用者番号				水栓番号				申込年月日			分割回数
								年 月 日			
水栓所在地							使用者氏名				
滞納金額	期 間			水道料金		下水道使用料		合計金額			
	年 月分 ~ 年 月分			円		円		円 年 月 日現在			
分割納付理由											

分割納付計画書(支払日 日締め)														
年度	月	金 額			年度	月	金 額			年度	月	金 額		
年	4				年	4				年	4			
	5					5					5			
	6					6					6			
	7					7					7			
	8					8					8			
	9					9					9			
	10					10					10			
	11					11					11			
	12					12					12			
	1					1					1			
	2					2					2			
	3					3					3			

未納額調書

様式第3号-2

使用者番号	水栓番号	作成日																																						
<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td> </tr> </table>																				<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td> </tr> </table>																				年 月 日
水栓所在地												使用者氏名																												

未納額の明細										(消費税及び地方消費税含む)				
年度	月	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計(円)		年度	月	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計(円)				
計						計								

合計	水道料金(円)	下水道使用料(円)	未納額合計(円)

年 月 日
(年)

債 務 承 認 書

豊中市上下水道事業管理者 宛

住 所 _____

使用者氏名
(債 務 者) _____

印

電話番号 () -

下記の滞納金額について、私に納付義務(債務)があることを承認します。

記

滞納期間	年 月分～	年 月分
水道料金		円
下水道使用料		円
合計金額		円

未納額調書

様式第4号-2

使用者番号	水栓番号	作成日																																						
<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td> </tr> </table>																				<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td> </tr> </table>																				年 月 日
水栓所在地												使用者氏名																												

未納額の明細										(消費税及び地方消費税含む)				
年度	月	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計(円)	年度	月	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計(円)					
計					計									

合計	水道料金(円)	下水道使用料(円)	未納額合計(円)